



事務連絡

平成 27 年 8 月 18 日

西東京市立小・中学校長 様

西東京市教育委員会教育部

教育指導課長 田 中 稔

いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について（通知）

このことについて、平成 27 年 8 月 10 日付 27 教指企第 603 号により東京都教育庁指導部指導企画課長から別添写のとおり通知がありました。

各校におかれましては、いじめ問題の未然防止や早期解決と生命尊重の視点に立った指導にご尽力いただいているところですが、本年 7 月、岩手県矢巾町において、中学生がいじめの疑いにより自ら命を絶つという大変痛ましい事案が発生しました。

長期休業日が終了した学期始めの時期は、児童・生徒の心身の状況や行動に変化が現れやすいことから、各学校において、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な取組を確実に実施することが求められています。

つきましては、いじめの防止等に関する教職員一人一人の取組状況を把握するとともに、学校における組織的な対応の徹底について、よろしくお願いいたします。

記

1 「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応に係る点検等について

(1) 点検の方法

- ① 校長は、別紙「いじめ防止対策徹底のためのチェックリスト」を用いて、9 月 11 日（金）までに、全教職員を対象に、個別の取組状況を把握する。
- ② 校長は、把握した状況に基づき、所属職員に対して指導を行い、取組の徹底を図る。
- ③ 校長は、調査結果等について、下記のとおり市教育委員会に報告する。

(ア) 提出書類	別紙 2 「いじめ防止対策徹底のための取組状況調査」
(イ) 提出期限	平成 27 年 9 月 25 日（金）
(ウ) 提出方法	校務 I T 化支援システムメールによる
(エ) 提出先	教育指導課 指導主事 鈴木あて

2 児童・生徒の自殺予防について

平成 26 年 9 月 9 日付 26 西教指第 726 号「自殺の未然防止に向けた取組の実施について（通知）」を参考に、学校組織全体で、児童・生徒の自殺の防止に向けた取組の徹底を図る。

〔担当〕西東京市教育委員会教育部教育指導課 指導主事 鈴木 壮平

I P 電話 2 0 0 - 3 3 1 3